Sophia Holdings



2022年5月20日

各位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス 代表者名 代表取締役社長 飯塚秀毅 (コード番号 6942 東証スタンダード) 問い合わせ先 経営企画室 武藤ミワ (TEL:045-548-6205)

資本準備金、利益準備金の額及び資本金の額の減少 並びにその他資本剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 448 条第 1 項に基づく資本準備金の額及び利益準備金の額の減少を決議するとともに、2022年6月 28 日開催予定の第 47 期定時株主総会において会社法第 447 条第 1 項に基づく資本金の額の減少について付議すること、及びその効力が生じることを条件とした会社法第 452 条に基づくその他資本剰余金の処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件による発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理でありますので、純資産額に変動はなく、1株当たりの純資産額に影響を与えるものではございません。

記

1. 本件の目的

現在生じている単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損のてん補を行い、早期復配に向けた環境整備を行うこと及び今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本準備金、利益準備金の額及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分を行うものであります。

- 2. 資本準備金、利益準備金の額及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の内容
 - (1) 資本準備金の額の減少

資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

①減少する資本準備金の額

資本準備金 652,986,945 円

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 652,986,945 円

③効力発生日 2022 年8月1日

(2) 利益準備金の額の減少

利益準備金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

①減少する利益準備金の額

利益準備金 10,303,603 円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 10,303,603 円

③ 効力発生日 2022 年8月1日

(3) 資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

①減少する資本金の額

資本金 2,358,000,000 円のうち 1,523,867,484 円を減少して、834,132,516 円と

いたします。

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 1,523,867,484 円

③ 効力発生日 2022 年8月1日

(4)その他資本剰余金の処分

上記(1)及び(3)による増加後のその他資本剰余金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,176,854,893 円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,176,854,893 円

③ 効力発生日 2022 年8月1日

ただし、上記(3)の資本金の額の減少が2022年6月28日開催予定の第47期定時株主総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件とします。

上記2(1)~(4)の効力が発生した時は、次のとおりとなる予定です。 (ただし、2022年4月1日以降の変動要因は含んでおりません。)

	2022年3月末	効力発生時(見込)	増減
資本金	2,358,000,000	834,132,516	△ 1,523,867,484
資本準備金	652,986,945	0	△ 652,986,945
その他資本剰余金	464	0	△ 464
その他利益剰余金	△ 2,176,854,893	0	2,176,854,893
利益準備金	10,303,603	0	△ 10,303,603
繰越利益剰余金	△ 2,187,158,496	0	2,187,158,496
自己株式	△ 62,196,090	△ 62,196,090	0
純資産合計	771,936,426	771,936,426	0

3. 日程

(1) 取締役会決議日2022年 5月20日(2) 株主総会決議日(資本金の額の減少)2022年 6月28日(予定)(3) 債権者異議申述公告日2022年 6月29日(予定)(4) 債権者異議申述最終期日2022年 7月29日(予定)(5) 効力発生日2022年 8月 1日(予定)

(注) 上記 2.(1)の資本準備金の額の減少及び 2.(2)利益準備金の額の減少については、会社法第 459 条第 1項第2号及び当社定款第 40 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

上記 2.(4)のその他資本剰余金の処分については、会社法第 459 条第1項第3号及び当社定款第 40 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

4. 今後の見通し

本件が当社の2023年3月期の連結及び個別の業績に与える影響は軽微です。

以上